

# 生物多様性、新たな世界目標へ

## 合言葉は「ネイチャー・ポジティブ」

生物多様性の劣化・喪失の問題について話し合う国連の生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)が、今夏に中国・昆明で開催される見通しだ。「コロナ禍で延期されていた同会議では、2030、50年に向けた新たな世界目標『ポスト2020生物多様性枠組み』が採択される予定。30年までに生物多様性の劣化に歯止めをかけ、「ネイチャー・ポジティブ」な世界を実現するため、保全努力の増加と持続可能な生産・消費の達成が望まれる。本稿(22年3月末時点の情報をもとに作成)では、新たな世界目標の検討動向と、ネイチャー・ポジティブ実現に向けたキーワードを紹介する。

### 生物多様性が注目されている背景

昨今、「気候変動」「カーボンニュートラル」といった言葉が頻繁に取り上げられるようになり、地球環境問題への関心は高まっている。その中で、気候変動に続き注目を集めているのが生物多様性の問題だ。生物多様性とは「生きもののたちの豊かな個性とつながりのこと」(環境省ウェブサイト)であり、私たちの日常

生活に必要な不可欠な自然の恵み(生態系サービス)をもたらしてくれる。生物多様性に由来する自然の恵みは、米や野菜といった食料、紙・パルプ製造業や建設業で用いられる木材、飲料のみならず半導体製造でも重要な水(地下水)、衣類に使われる綿や革など、幅広い産業と関わっている。

ところが、生物多様性の問題は気候変動と比較して注目されにくく、

両者の関係は「生物多様性劣化要因の一つとして気候変動がある」という理解にとどまっていた。これに対し、近年は両者を別々に捉えるのではなく、統合的に考慮する必要があるという考え方(The Climate-Nature Nexus)が広まりつつある。これには、生物多様性の保全が、様々な面で気候変動対策に資するという理解が広まったことが大きい。気候変動対策には、二酸化炭素等の温室

三菱UFJリサーチ&コンサルティング 地球環境部研究員  
阿部達生  
あべ・たつお 東京大学大学院  
農学生命科学研究科修了。19年  
三菱UFJリサーチ&コンサル  
ティング入社。生物多様性保全、  
気候変動対策、農林水産業の振  
興等のテーマについて、環境省、  
農林水産省、地方自治体等の調  
査業務を担当。生物多様性に立  
脚した自然資源の活用と保全に  
取り組む。

効果ガスの排出を抑える「緩和策」と、気候変動による温度上昇や、それに伴う海面上昇、集中豪雨、洪水の頻発といった気候変化の悪影響を軽減する「適応策」があるが、生物多様性はその両方に貢献する。

例えば、森林や湿地といった自然環境は生物多様性の宝庫であるが、気候変動の原因である温室効果ガスを吸収し貯留する。加えて、森林や湿地は水量を調節する機能を有しており、大雨や台風の際に河川水位や地下水位の急激な上昇を抑えるポテンシャルを持つ。このように、生物多様性から気候変動への多面的な貢献が示されたことで、二つの課題を

両輪で進めるべきとの認識が広がった。気候変動分野との結び付きが強化されていることも、生物多様性の注目度を高めている一因だ。

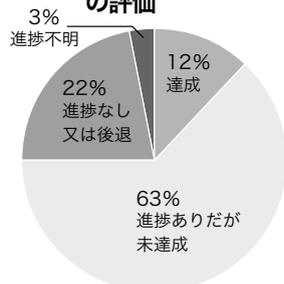
新型コロナウイルスの感染拡大も生物多様性の重要性を明らかにした出来事の一つだ。生物多様性の損失による疾病リスクが表面化したことで人間の健康と生物多様性とのつながりが重視され、人と動物、生態系の健康を一体的に考える「ワンヘルス (One Health)」のアプローチが浸透しつつある。

## 新たな世界目標

### (1) 名古屋議定書とSDG15と愛知目標

国際条約である生物多様性条約の採択は、気候変動分野の国際条約である気候変動枠組条約と同じペースで開催されてきた締約国会議

〈図表1〉愛知目標の達成状況の評価



(出所)環境省ウェブサイト  
([https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/aichi\\_targets/index\\_05.html](https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/aichi_targets/index_05.html))

(Conference of the Parties) は、今回で15回目 (COP15)。10年のCOP10は日本 (名古屋市) での開かれ、20年までの10年間の世界目標である「愛知目標」が定められた。愛知目標は50年までに「自然と共生する世界 (Living in Harmony with Nature)」を実現する「シン・ロン (中長期目標)」の下、20年までに達成すべきミッション (短期目標) と20の個別目標から構成されており、日本政府も達成に向けて「生物多様性国家戦略2012-2020」を策定した。

しかし、生物多様性条約事務局が20年にまとめた「地球規模生物多様性概況第5版 (GBO5)」では、完全に達成された愛知目標は一つとしてなく、20の愛知目標のうち六つが「一部達成」と評価されるにとどまった。12の目標については「進捗ありだが未達成」または「進捗なしまたは後退」と評価され、生物多様性の劣化に歯止めがかからない現状が報告された (図表1)。また、GBO5では、50年までの「自然と共生する世界」の実現のためには、政府省庁、民間企業及び社会の相互関係を強化し、「今まで通り」から

脱却する社会変革が必要であることが指摘された。

### (2) ポスト2020の検討の流れ

30年までの次なる10年に向け、愛知目標に続く新たな目標「ポスト2020生物多様性枠組み (The Post-2020 Global Biodiversity Framework)」の検討が進められている。同枠組みは当初、20年に中国・昆明で予定されていたCOP15で採択される予定だったが、コロナ禍の影響を受け、開催は延期となった。コロナ禍の収束が見通せない一方で、新たな世界目標の採択には膝をつき合わせた議論が必要という認識から、COP15は21年11月に第1部として開会式などをオンラインで開催し、22年に第2部として対面で具体的な交渉を行うという異例の2部構成となった。第1部では『自然との共生』という2050年ビジョンの完全な

実現に向けて、遅くとも30年までに生物多様性の現在の損失を回復させるため、効果的なポスト2020生物多様性枠組みの策定、採択、実施を確実にする」とする「昆明宣言」が採択された。現在のところ、第2部は22年第3四半期に開催の予定で、

8月末から9月初旬との報道がある。ポスト2020生物多様性枠組みの検討は、18年のCOP14で策定に向けたプロセスが決定されたのち、公開ワーキンググループ (EWG) や分野別のワークショップ等が開かれ、議論が進められてきた。直近では22年3月にスイス・ジュネーブで3回目となるEWG3等が開催され、各国が提出した意見を基に、ポスト2020生物多様性枠組みの素案の修正検討が行われた。ところが、本会議での議論の進捗は思わしくなく、22年6月にケニア・ナイロビで追加会合 (EWG4) が実施されることとなった。この会議で同枠組みに関する最終検討とドラフトの採択が進められ、COP15第2部ではドラフトを基に最終的な採択に向けて議論が行われる予定だ。

### (3) ポスト2020構成と議論動向

ポスト2020生物多様性枠組みは、(ドラフト時点では) 愛知目標で定義された50年のあるべき姿「自然と共生する世界」を引き継ぎ、その達成に必要な要素として、50年までの四つのゴールとそれにひも付く30年までのマイルストーン、30年ま

〈図表2〉ポスト2020生物多様性枠組1次ドラフトの構造

<p>2050年ビジョン 自然と共生する世界</p>	<p>2030年ミッション 地球と人類の恩恵のために、生物多様性を回復の軌道に乗せるため、緊急な行動を社会全体で起こす</p>
<p>2050年ゴール(A~D)及び2030年マイルストーン</p> <p><b>A 生態系15%増、絶滅速度を1/10に減、遺伝的多様性を90%維持</b></p> <p>i 自然生態系の面積、連結性及び一体性が少なくとも5%増加 ii 絶滅リスクを10%減少 iii 遺伝的多様性を90%維持</p> <p><b>B 保全と持続可能な利用により、自然がもたらすもの(NCP)を評価・維持・強化</b></p> <p>i 意志決定において自然及びNCP*が十分考慮されること ii SDGsにも貢献しながら、NCPの長期の持続可能性が確保されること</p> <p><b>C 遺伝資源の利用から生じる利益が公正かつ衡平に配分</b></p> <p>i 遺伝資源提供者が配分される金銭的利益の割合の増加 ii 利益配分での非金銭的利益の増加</p> <p><b>D 2050ビジョン達成のための財政手段及びその他の手段に係るギャップの縮小</b></p> <p>i 生物多様性に必要な毎年7,000億ドルの資金不足(ギャップ)を縮める ii 能力構築、科学技術協力等の資金以外の手段を利用可能にする iii 2030年までに、その後の10年間の資金及び手段を約束する</p>	<p>2030年ターゲット(取るべき行動)</p> <p><b>a 脅威の縮小</b></p> <p>01. 全ての陸域/海域を、生物多様性も包括した空間計画下に置き、原始的な自然地域を維持</p> <p>02. 劣化した生態系の20%を再生・復元</p> <p>03. 陸域/海域の重要地域を中心に30%保全</p> <p>04. 野生生物との軋轢回避を含め、生物種と遺伝的多様性の回復・保全のために行動</p> <p>05. 種の採取、取引、利用を合法、持続可能に</p> <p>06. 外来生物の新規侵入及び定着を50%減</p> <p>07. 環境中の栄養分の喪失を半減し、環境への農薬の放出を2/3削減し、プラスチック廃棄物の流出を根絶</p> <p>08. 年100億tのCO<sub>2</sub>相当分の緩和を含め、生態系により気候変動に対する緩和・適応に貢献</p> <p><b>b 人々の要請に応える</b></p> <p>09. 種の持続可能な管理による栄養、食料安全保障、医薬、生計を含む、福利の確保</p> <p>10. 農業、養殖業、林業で使われている空間を持続可能に管理し、生産性等を向上</p> <p>11. 大気質、水の質と量の調節に、災害からの保護に貢献する自然の恵を維持・促進</p> <p>12. 緑地、親水空間の面積及びアクセス増加</p> <p>13. ABSを促進・確保するための措置の実施</p> <p><b>c ツールと解決策</b></p> <p>14. 政策、規制、計画、開発プロセス、会計等への生物多様性の価値の統合</p> <p>15. 全てのビジネスが生物多様性への依存及び影響を評価・報告・対処し、悪影響を半減</p> <p>16. 排気量を半減させるべく、責任ある選択と、必要な情報の入手を可能にさせる</p> <p>17. バイオテクノロジーによる悪影響への対処のため、能力を強化し、措置を実施</p> <p>18. 生物多様性に有害な補助金を改廃、年5,000億tを削減し、全ての奨励措置が生物多様性に害をもたらさないようにする</p> <p>19. 全ての財源からの資源(資金)動員を年2,000億tまで増やし、途上国向けの国際資金は年100億t増やす</p> <p>20. 啓発、教育、研究により、重要な情報が生物多様性管理の意志決定の指針となることを確保</p> <p>21. 生物多様性に関連する意思決定への衡平な参加、先住民族、女性、若者の権利確保</p> <p><b>実施サポートメカニズム/実現条件/責任と透明性/アウトリーチ、啓発、広報</b></p> <p><small>*NCP : Nature's Contribution to People : 自然がもたらすもの(自然の恩恵)。生態系サービスに代わる概念としてIPBESが提唱。</small></p>

(出所)環境省 中央環境審議会自然環境部会 生物多様性国家戦略小委員会資料

での21の行動ターゲットから構成されている(図表2)。

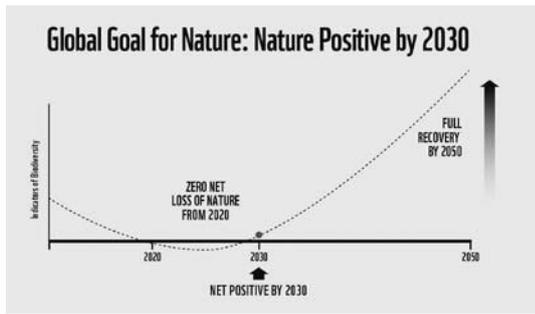
四つのゴールは、「自然生態系の回復と生物種の絶滅リスクの軽減」「自然から得られる恵みの保全と持続可能な利用」「遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ公平な配分」「2050年のあるべき姿達成に向けた資金確保と技術の提供」。

これらは愛知目標が土台にはなっているが、同目標の数値目標の不十分さや低調な達成状況を踏まえて、30年ターゲットの多くには定量的な目標の設定が検討されている。また、民間セクターによる生物多様性への投資拡大について楽観しすぎていたという反省から、社会・経済活動に関連する目標が充実・強化されたこともポイントだ。愛知目標では条約締約国から提出される国別の状況報告や資金動員の報告も十分とは言えなかったことから、気候変動分野の取り組みも参考に、実施強化のための資金の拡充や、モニタリングと報告の枠組みの大幅な強化が見込まれている。

ジュネーブでのポスト2020生物多様性枠組みの素案の検討状況について、IUCN(国際自然保護連合)のソニア・ペーナ・モレノ氏は「生物多様性枠組み条約でおなじみの北半球と南半球の二項対立が再浮上し、進展を極めて困難なものにしている」(IUCNウェブサイト)と述べている。特に、新興国における生物多様性保全への資金拠出額について先進国と新興国との間で大きな隔たりがあり、交渉を難航させている。例えば、資金に関するターゲットでは「新興国への国際的資金拠出を年100億ドル増加させる」とする素案に対し、年1000億ドルの4000億ドルの増加を求める意見が提出されている。

一方、着実な進展も見られている。WWF(世界自然保護基金)インタナショナルのジード・ブローコーヴェン氏は「30年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる『ネイチャーポジティブ』な約束に収斂させるといふ、新しい取り決め全体のミッションについては一定の進展があった」と発言。科学雑誌ニュー・サイエンティストによると、野生生物保全協会のスー・リーパーマン氏は「30年までに世界の海洋と陸地の30%を保全するという目標について、各国が合意に近づいている兆

〈図表3〉ネイチャーポジティブのイメージ図



(出所) A Global Goal for Natureウェブサイト  
(<https://www.naturepositive.org/>)

しもある」と述べている。この目標(通称「30 by 30」)については、次項で述べる。

### ポスト2020を読み解くキーワード (1)「ネイチャーポジティブ」の実現

生物多様性の問題の難しさは、まさに「生物があまりに多様なこと」に起因する。森林、湿地、海洋といった自然環境により生息する生物種が異なるのももちろんこと、地域が変われば同じ自然環境でも様相が大きく異なる。温室効果ガス排出量という明確な定量目標を世界共通で設定可能であった気候変動分野と異なる

り、生物多様性については定量的な目標を設定しづらいため、「50年までに自然と共生する世界を実現」といった定性的な目標設定が多くを占めていた。

これに対し、20年の国連総会特別セッション「生物多様性サミット」の開始に当たり、WFF、世界経済フォーラム(WEF)などの13機関のイニシアチブ(Business for Nature)が主導し、世界のNGOや民間企業計560社が包括的な自然に関する世界目標のための行動要請を行った。気候変動分野ではパリ協定の下で1.5度目標等の明確な目標設定がなされているのに対し、生物多様性分野では同等の簡潔な目標が存在しないことを指摘し、目標設定を促したのである。彼らは、2020、30、50年の三つの時間スケールでの目標設定を提唱した。具体的には①20年からの自然の純喪失をゼロにする②30年までに純増加とする③50年までに完全回復を目指すことだ。この考え方がそのままポスト2020生物多様性枠組みに反映されるかは分からないが、その後の主要7カ国(G7)首脳会合(コーンウォール・サミット)で合意され

た「G7・2030年自然協約(Nature Compact)」でも、「30年までに生物多様性の減少傾向を食い止め、回復に向かわせる」と表明されている(図表3)。

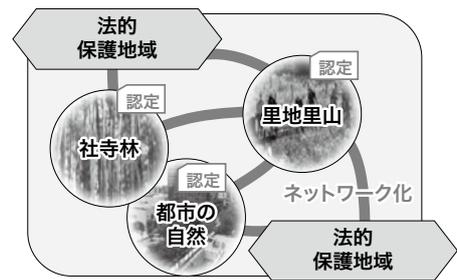
それでは、ネイチャーポジティブはどうやって実現するか。20年に科学誌ネイチャーに掲載された研究(Leclère, D., Obersteiner, M., Barrett, M. et al. Bending the curve of terrestrial biodiversity needs an integrated strategy. Nature 585, 551–556)では、保全管理されている土地を拡大し、劣化した土地を回復させる「保全努力の増加」だけでなく、生物多様性保全と食料安全保障との対立を緩和させる「持続可能な生産・消費」が必要であると指摘している。

### (2)「30 by 30」JOECM

最後に「保全の努力の増加」と「持続可能な生産・消費」という二つの戦略について紹介したい。コーンウォール・サミットで合意された「G7・2030年自然協約」において、「保全努力の増加」に関する数値目標、通称「30 by 30」が明確に打ち出された。陸地と海洋のそれぞれ30%を保全・保護することを目指すものであり、これを受けて環境省は「30 by 30」ロードマップの策定を進めている(21年8月現在、日本の保護地域は陸域20・5%、海域13・3%)。「30 by 30」の達成には、国立公園等の保護地域の更なる拡充・管理が必要となるが、日本の国立公園の多くは1970年代までに指定されたものであり、今後の大幅拡大は考えにくい。そこで期待がかかるのが、従来の保護地域以外で生物多様性保全に資する地域(OECM)である。OECMとは Other Effective area-based Conservation Measuresの略で、社寺林、企業有林、企業緑地、里地里山といった従来の保護区ではない地域において、持続的な管理が行われているエリアを指す。

OECMの設定・管理には、長期的なモニタリング体制をどのように確保するか等の課題もあるものの、従来の保護地域との間を面的に繋ぐことができれば、広域的・長期的な生態系ネットワークが実現し、自然環境の安定性も向上すると考えられる(図表4)。今後は社有林をはじめとした社有地について、いかに生

〈図表4〉OECMを活用した自然環境のネットワーク化



(注) 里地里山、社有林、都市の自然がOECMに該当する。法的保護区域とは、既存の国立公園等をさす。  
(出所) 環境省 中央環境審議会自然環境部会 生物多様性国家戦略小委員会資料

物多様性の保全に資する地域として管理していけるかが、企業価値を左右する時代になる。企業には生態学や土壌学といった専門的見地を踏まえた意欲的な管理体制の構築が求められる。

現在議論されているポスト2020生物多様性枠組みの素案では「生物多様性やそこから得られる自然の恵みにとって重要な地域を中心に、少なくとも30%の陸地と海洋を保全する」という記載があるが、数値目標を20%にすべきとの意見も出されている。目標がどこまで引き上げられるかが注目される。

### (3) 持続可能な生産と消費

続いて「持続可能な生産・消費」について述べる。生物多様性保全に対する民間事業者の参画の重要性はCOP10以前から議論されており、特に生物多様性の主流化(mainstreaming)が大きなテーマとなっている。「生物多様性の社会における主流化」とは、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を民間企業や国民等に浸透させ、それぞれの意思決定や行動への反映を促すことをいう。端的に言えば、生物多様性に配慮した社会経済への転換である。しかし、これまでの民間企業の取り組みといえば植樹活動やボランティアといった社会貢献活動が中心だった。これには、既に述べたような生物多様性分野における数値目標設定の難しさも寄与しており、実際に経団連自然保護協議会などが実施した調査(生物多様性に関するアンケート)では、生物多様性への取り組みの阻害要因として「目標・指標の設定、定量化・経済的評価が困難」「事業の利益に結び付きにくい」「本業との関連性が低い」といった項目が挙げられた。

ここに一石を投じたのが、ESG投資の進展だ。環境(E)、社会(S)、ガバナンス(G)のうち環境に関する課題では、特に気候変動分野の進展が目覚ましく、15年に金融安定理事会(FSB)によって設置された気候変動関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)が、年次財務報告で財務に影響のある気候関連情報の開示を推奨する報告書を17年に公表。これを受け、気候変動への理解が投資家と企業の双方に急速に広まった。

このTCFDの成功を踏まえ、21年7月には自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)が設立され、今年3月にはリスク管理と情報開示のフレームワークの素案が公開されている。これらの動きが投資家からの関心を後押しし、QUICKリサーチ本部ESG研究所が22年1月に実施した「ESG投資実態調査2021」では、日本国内に拠点を置く機関投資家が対話(エンゲージメント)の際に重視するテーマとして、気候変動、人権、ダイバーシティ&インクルージョンに次いで生物多様性が挙げられており、その回答割合は前回調査(9%)から大幅増の36%であった。これは、投資先を選定する上で、各企業が自社の事業における自然資源関連リスクを把握しているかが今後重要な視点となり得ることを示している。その対応は大企業のみならず、大企業と取引をする中小企業にも求められることになるだろう。

ポスト2020生物多様性枠組みの素案では「調達から生産、加工までの事業活動による生物多様性への負の影響を少なくとも半減させ、正の影響を増加させる」という記載があるが、「負の影響を少なくとも半減」という定量目標の設定に否定的な参加国も多く、具体的な数値目標が盛り込まれるかが注目点の一つになる。

本稿では30、50年に向けた新たな世界目標「ポスト2020生物多様性枠組み」を取り巻く議論を概観した。生物多様性は、既に一部の自然愛好家だけが気にかける問題ではなく、ストーリー性の薄い植樹活動やボランティア活動のみで評価される時代は終わりを告げたと言っても過言ではない。ビジネスのリスクやチャンスに直結し、ESG投資にも欠かせない要素となりつつある生物多様性に、ぜひ関心を持っていただければ幸いである。